



《目次》

【学会からのお知らせ】

- 第9回年次大会における研究発表を募集中、〆切9月15日(金)正午..... 2
- 課題研究2Gの次期海洋基本計画に向けた提言、海洋基本法戦略研究会(8/8)で発表..... 2
- ◆「海洋・宇宙連携研究」グループの提言..... 3
- ◆「基本計画&年次報告研究」グループの提言..... 3
- 新課題研究「海洋政策学的アプローチを用いた地方沿岸域の活性化に向けて」の活動状況... 4
- ◇お知らせ：神戸大で「海洋・宇宙連携」シンポジウム(9/13)、本学会も後援..... 4
- 2017年「海の日」論文優秀賞3編、全文掲載..... 5
 - 「有人国境離島の排他的経済水域における海洋保護区設定」
神田 英宣 (東京海洋大学大学院海洋管理政策学専攻).....5
 - 「無人機の利用による海洋調査の拡充と離島の保全」
町田 卓也 (東海大学大学院海洋学研究科海洋学専攻).....7
 - 「海洋インフラ輸出のために海外進出が予想される非自航作業船の、海洋環境の保全および海洋の安全確保のための国家の管轄権行使に関する提言」
濱口 一雄 (北九州市立大学大学院法学研究科法律学専攻).....10
- 《海の日論文表彰実績総括表》..... 13
- 日本海洋政策学会 平成29年活動日誌..... 13
- 新しい学会パンフレットが完成..... 15

【海洋政策情報】

- 「海の日」に、恒例の内閣総理大臣メッセージ..... 15
- 第3次安倍改造内閣で海洋政策担当大臣に江崎鐵磨氏..... 15
- 第10回海洋立国推進功労者表彰(内閣総理大臣賞)、8月28日に表彰式..... 15
- 内閣府総合海洋政策推進事務局長の異動；8/2付で甲斐正彰氏から羽尾一郎氏へ..... 16
- 7月27日(木)、「国境の島サミット」開催..... 16
- 外務省、ソマリア沖・アデン湾における海賊問題の現状と取組を発表(8/21)..... 16
- 9月14日、「世界海上保安機関長官級会合」東京で開催へ..... 16
- ISA、ロシア天然資源・環境省による訓練プログラムの公募開始..... 16
- 日本海洋学会、「海の温暖化—変わりゆく海と人間活動の影響—」を刊行..... 17
- 早稲田大学にて海洋災害の国際研究集会開催..... 17

- 【編集後記】..... 17

【学会からのお知らせ】

○第9回年次大会における研究発表を募集中、〆切9月15日(金)正午

12/2(土)開催の本学会の第9回年次大会は、東京大学本郷キャンパスの小柴ホールで、「海洋政策をめぐる日本と世界の動向」を統一テーマに、開催予定ですが、現在、同年次大会での研究発表（口頭、ポスター）を募集中です。

応募する場合はアブストラクトを9月15日(金)正午必着で、原稿をpdfにして、添付ファイルによるe-mail送信で提出してください。

冒頭に、次の事項を記し、数行空けてからアブストラクト本文を記してください。

- ・ タイトルおよびポスター発表希望の場合は“（ポスター）”を付記
- ・ 発表者の氏名（漢字にはふりがなを付ける。連名の場合は、発表予定者を第1執筆者として表記）
- ・ 所属および職名
- ・ 連絡先（電話番号およびe-mailアドレス）
- ・ ポスターでの応募は収録予定の要約文や図表類等を中心とした内容で結構です。

アブストラクト本文原稿は、日本語または英語で、A4判、横書き、1,000字以内、図表類は字数に含まず1点まで。Word形式で、フォント、行数および1行の字数は適宜、設定してかまいません（例：40字×25行で1,000字に相当）。

なお、応募資格については、年令、性別、住所（居住地）、国籍、本学会の会員・非会員を問いません。ただし、年次大会での発表時の通訳等は準備していません。

採用審査はアブストラクト審査方式で、10月中旬までに審査結果を本人に通知するとともに、採択分については開催前に公表予定のプログラムに掲載します。採択分については、提出アブストラクトに基づき、当日発表用のプレゼン資料を別途、準備していただきます（発表要領は採択通知以降に別途通知します）。

※審査の結果、ポスター発表へ回っていただく場合もありますので、あらかじめご了承ください。

○課題研究2Gの次期海洋基本計画に向けた提言、海洋基本法戦略研究会（8/8）で発表

8月8日(火)早朝、超党派の国会議員らで構成する海洋基本法戦略研究会（石破茂・代表世話人、武見敬三・代表世話人代行）の第17回会合が開催されましたが、その第三議題である「第3期海洋基本計画に向けた提言について」において、本学会の2つの課題研究グループからの提言が、中原理事・事務局長より紹介、発表がなされました。武見議員等より好反応が得られたことも併せて報告させていただきます。

なお、こうした機会に数少ない口頭での発表の機会が与えられたことは、本学会の認知度向上の一助にもなったのではないかと考えましょう。両提言は本学会のHPよりダウンロード可能です。

◆「海洋・宇宙連携研究」グループの提言

前提となる認識として、①衛星による海洋における高速のブロードバンドネットワークが構築され、②多対象で高分解能のリアルタイム性のあるリモートセンシングが複数機能し、③海洋上にある施設等からの現況に関するデータ発信がなされる、とし、これらを基盤として、これまで接点の無かったいくつかの「データ」を融合して、新しい「情報」を創出することができるようになり、新たなビジネスとして展開できる可能性が高まるものとした。これを促進するための機能と、主体となる組織の必要性について提案した。

ーデータ・情報の融合による新しい価値を創出する組織・アプリケーション（例：海洋宇宙連携促進センター）の整備

また、我が国の北極政策に関して、まずは、その対象エリアを、これまでの北極海沿岸に加えて、ベーリング海・オホーツク海を加えて拡充し、この海域を対象に国際的な共同研究を推進、運営する機関として、我が国主導で「北極海総合監視システム」を構築するとともに、我が国に「北極域実利用国際研究センター」の併設を提案した。

ー「北極海総合監視システム」並びに「北極域実利用国際研究センター（仮称）」の整備
（本学会 HP） <http://oceanpolicy.jp/jsop/1top/201706-kaiyouuchuu-teigen.pdf>

◆「基本計画&年次報告研究」グループの提言

この提言の要点は次のようである。

- 1) 「年次報告」の作成を総合海洋政策推進事務局（海洋事務局）の最重要業務の一つとして位置付け、国は各施策の実施状況とその効果について報告し、参与会議はその報告を客観的に評価。毎年、両方を公表し、これを繰り返して、評価の結果を施策にフィードバックする仕組み（PDCA サイクル等）を整備する。
- 2) 施策の実施状況とその効果に関する評価においては、海洋事務局直轄／調整施策、複数省庁連携施策、個別省庁施策、の3区分により、前2者を対象として、上記提言1の評価を行う。また、「施策の効果に関する評価」については、“施策の実施状況の評価”と“施策の（実際の）効果の評価”の2つを分けて行う。
- 3) 旧基本計画に記載があつて現基本計画で削除された次の2節を復活させ、これに取り組む。
ー「4 海上輸送の確保」における「海上輸送の質の向上」
ー「8 海洋産業の振興及び国際競争力の強化」における「海洋産業の動向の把握」
また、「1 海洋資源の開発及び利用の推進」では、漁業協調並びに海域総合利用の推進について、新たに節を設けて、これに取り組む。

（本学会 HP） <http://oceanpolicy.jp/jsop/1top/201707-sinnkyuukihonkeikaku-teigen.pdf>

なお、この海洋基本法戦略研究会の会合では、経団連、日本造船工業会、笹川平和財団海洋政策研究所の提言も併せて口頭紹介がなされました。さらに、口頭紹介はありませんでしたが、(一社)海洋産業研究会の提言（本年3月）、日本沿岸域学会誌 Vol.29、№4：特集「海洋基本計画の改定に向けて」（2017年春号）等が、資料配布されました。

上記の提言を発表した2課題研究グループは本年度9月で研究期間が終了しますが、昨年度の10月より来年度の9月までの期間で、下記の新規課題研究グループが立ち上がり、

活動を開始しています。

○新課題研究「海洋政策学的アプローチを用いた地方沿岸域の活性化に向けて」の活動状況

地方沿岸域における課題が多様化する中、地方大学を含めた多様な主体間が連携する新たな仕組みの構築に向けて、昨年10月、7名のメンバーで研究を開始しました（今年度より1名増えて現在のメンバー8名）。

昨年度の2回の研究会では、国内外の事例調査結果をメンバーが持ち寄り、研究方針や課題について意見交換をしました。そのなかで、米国のシーグラントプログラム（SGP）では、教育やサイエンスコミュニケーション、エクステンション等を通じて、科学的知見を地域課題の解決に役立てる仕組みが出来ていることなどにも着目しました。

今年度からは、ハワイ大学SGPのLemer博士などの具体的な取組を進める研究者との意見交換を行っています（8月末時点で2回開催）。国内外事例に関する具体的な経験に基づく成功要因や課題認識の共有を通じて、日本の沿岸域に適した仕組みについて検討をしています。

◇お知らせ：神戸大で「海洋・宇宙連携」シンポジウム(9/13)、本学会も後援

来る9月13日(水)午後、神戸大学海事科学研究科で、本学会の当課題研究グループの成果発表を兼ねたシンポジウムが以下の要領で開催されます。詳細は下記URLを参照ください。

- ・テーマ：「来るデジタル時代における海事人材を基軸とした国際社会でのプレゼンス～我が国における海洋・宇宙連携の一層の強化を目指して～」
- ・プログラム：以下のとおり。
 - 第一部 我が国の海洋・海事政策の現状と重点課題
 - 第二部 今後デジタル化が進む中において海運業界が期待する海事人材～求められる海事人材の素養（変わらないもの、変わるべきもの）～
 - 第三部 総合討論～国際社会でのプレゼンスの確保～

(本学会 HP) <http://oceanpolicy.jp/jsop/index.html>

(神戸大 HP) <http://www.maritime.kobe-u.ac.jp/news/2017/20170823.html>

○2017年「海の日」論文優秀賞3編、全文掲載

当学会が日本海事新聞社と共催の2017「海の日」論文募集は今回7編の応募があり、その中から厳正な審査の結果、優秀賞3編の表彰が決定しました。以下に全文を掲載します。

「有人国境離島の排他的経済水域における海洋保護区設定」

..... 神田 英宣 (東京海洋大学大学院海洋管理政策学専攻)

1953年7月、離島振興法が制定されて、離島の特性を生かした政策が取られてきた。近年離島の周辺海域に海底資源の存在が明らかとなり、その経済権益に期待が寄せられている。その反面、有人国境離島では、高齢化と人口減少に歯止めがかからず、経済活動が萎みつつある。また手薄な監視態勢の虚を衝いて、サンゴ密漁事件(2014年)などの外国船舶の不法活動が散発している。このように離島の海洋環境は著しく変化し、海洋基本計画の中で保全管理の位置づけが高まっている。2017年4月、有人国境離島法の施行に係る基本方針が了承され、次期海洋基本計画の策定に向けた検討が指示された。そこで、有人国境離島の排他的経済水域(EEZ)を取り上げながら、その海洋権益を保全するための具体的方策をいくつか提案したい。

一つ目は、有人国境離島のEEZに適切に海洋保護区(Marine Protected Area: MPA)を設定して、環境保全を図ることである。国連食糧農業機関(FAO)は、MPAを「海洋生物多様性の保全又は漁業資源管理の目的で周囲の海域よりも高い保護を与える海洋の地理的区域」と位置づけている。他方日本は、MPAを「海洋生物多様性保全戦略」(2011年3月)に定義しており、具体的に自然公園、自然環境保全地域、鳥獣保護区、保護水面、沿岸水産資源開発区域等が挙げられている。その総面積は日本の領海およびEEZの約8.3%となるが、「愛知目標」の沿岸および海洋の10%に及ばない。注目すべき点は、南西諸島の太平洋側、伊豆諸島および小笠原諸島のEEZには、MPAが設定されていないことである。

近年、欧米各国のMPA設定が広がっていることから、海洋生物多様性の保全のために海洋利用

が萎んでいると捉える向きもある。例えば2014年9月米国は、「太平洋離島海洋国定モニュメント(Pacific Remote Islands Marine National Monument)」をEEZに拡大して、サンゴ礁や多様な生態系を人間活動の影響から守るために、商業漁業や海底資源開発を全面的に禁止した。他方オーストラリアは、海洋生物多様性の保全のために、周辺海域(3~200海里)にMPAを設定して、資源開発活動、漁業、レジャーおよび水中遺産保護などを管理している。しかしこの成果は、海洋調査による科学的評価により10年おきに見直されるが、持続的な海洋利用を排除しているわけではない。この取組みは州の海洋政策にも連動している。その中で北西オーストラリア沖に位置するバロー島(Barrow Island)を例示したい。西オーストラリア州は、IUCNの保護地域管理カテゴリーの指定を受けずとも、バロー島周辺海域(3海里内)にMPAを設定して環境保全計画を実行している。沿岸部では生態系保護区、レジャー区、真珠採取区が細やかに設定される一方、その外域で進む海洋資源開発に対して、官民が一体となって、汚染防止や外来種根絶に取り組んでいる。まさに海洋利用と環境保全の一体化した政策が取られているのである。

そこで有人国境離島のEEZに指定したMPAを、IUCNの保護地域管理カテゴリーVI(主として自然資源の持続可能な利用を目的とする保護区)に照らし合わせて管理し、将来的に隣接する資源開発区の海洋管理や離島の沿岸漁業管理に連動させていくのである。日本にとっても、海洋利用と環境保全の調和は、国連海洋法条約(UNCLOS)を尊重した海洋基本法の基本理念の一つであり、これまで長年に渡り取り組んできた課題でもあ

る。日本も、海洋生物多様性を維持する海洋資源の持続的利用を、有人国境諸島から促進できるのではないか。

二つ目は、指定した EEZ の MPA において、漁業および海洋生物多様性の保全に係る調査活動を推進することである。水産庁は、水産資源管理について、TAC 制度などの公的規制と漁業者による自主的な資源管理を組み合わせることで、水産資源を効果的に管理している。日本周辺海域の重要魚種の資源評価や漁海況予報は、水産研究・研究機構が細やかに行っている。そのデータ収集は漁業調査船による現場調査によるものであるが、残念ながら生態系を体系的に把握する調査は含まれていない。確かに日本周辺海域の漁業管理は、沿岸漁業者の長年にわたる伝統的な経験に基づき、効果的な自主規制に支えられてきた。しかしながら漁業手法も効率化が進み、水産資源の減少に歯止めがかかる状況にない。漁業利用を尊重するならば、海域全体にわたる科学的データ・予測に基づいて、漁業者に漁場実態の理解を醸成させる必要がある。

また沿岸国は自国の漁獲能力を決定し、漁獲可能量のすべてを漁獲する能力がないと判断する場合には、その余剰分を他国に認めることが求められる。したがって日本は、EEZ の漁獲可能量を把握するだけでなく、生態系調査の結果を公表することが必要である。なぜなら、科学的根拠を示してこそ、外国漁業者の入漁に対して、沿岸国は法令を制定して漁場の規制（UNCLOS 第 62 条 4 項 c）ができるからである。生態系の把握は、MPA を指定するならば必然であり、国際社会に対しても、愛知目標達成のための行動を示すことに繋がるものである。ここで漁業調査船をさらに整備するのではなく、増強しつつある漁業取締船に、任務の状況に合わせて、柔軟に漁業調査および生態系調査の任務を振り分けることが考えられる。三つ目は、MPA の基点となった離島を活性化することである。南鳥島は半径 200 海里の EEZ が設定されている。言うまでもなくその EEZ の権益は国家の宝庫でもある。2016 年 7 月、南シナ海に関す

る仲裁裁定は、島を定義づける UNCLOS 第 121 条 3 項中の「人間の居住または独自の経済的生活を維持することができる」という規定を明確に示した。もちろん、この裁定は南シナ海の島嶼を対象に下されたものである。しかしこの裁定を厳密に受け止めるならば、有人離島の経済的活動が停止して無人化すれば、「島」の要件を満たすことができない。そうなれば、EEZ の海洋権益に他国から異議を問われかねないのである。肝要なことは、多くの国民が離島の取組みに参画することにある。

例えば、飛島、粟島および佐渡島の島民交流を生かし、体験型活動（短期共同生活、漁業、農業など）を通じて、本土に向けて企業研修、学校教育およびツアーなどの交流の輪を広げるのである。また有人国境離島に MPA を指定するならば、島内活動を支える生態系サービスの恩恵を忘れてはならない。海洋環境の保護を推進するために、海洋性レクリエーションなどの機会をとらえて、漁業従事者の協力のもとに、島内および沿岸の清掃ボランティアの参加を募ることはどうだろうか。このような離島の保全・管理に資する取組みが継続できれば、島内活動の活性化にもつなげることが期待できる。

以上 MPA の視点から、3 つの提言をした。有人国境離島を取り巻く自然環境、生活、文化などは多様である。しかし、その活性化に向けた施策は海洋政策を切り離してならないということは一致している。島の生活や経済活動は全てそれを取り巻く海洋利用なしには成り立たないからである。また、地球規模で生物系の維持に警鐘が鳴らされている中で、海洋国家として海洋利用と環境保全の均衡した取組みを国際社会に範を示すことこそ、今日本に求められていることではないかと考える。

【参考文献】

「有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法」（平成 28 年 4 月 27 日法律第 33 号）第四条。

Fisheries Management 4. Marine protected areas and Fisheries, FAO Technical Guidelines for Responsible Fisheries, 2011, p. 9.

「海洋生物多様性保全戦略」(2011年3月、環境省)、29～30頁。

COP10で決定された生物多様性の損失を止めるため個別目標(20項目)中の目標11に明記。環境省ウェブサイト

<http://www.biodic.go.jp/biodiversity/about/aichi_targets/index_03.html>。

『日本自然保護協会報告書第99号』(日本自然保護協会、2012年5月)、20頁。

“Australia’s Report to the Convention on Biological Diversity on the Implementation of the Program of Work on Marine and Coastal Biodiversity,” Subsidiary Body on Scientific, Technical and Technological Advice, 2010, p. 18.

Department of Environment and Conservation,

Management Plan for the Montebello/Barrow Islands Marine Conservation Reserves 2007-2017, pp. 11-89.

“Protected Areas Categories,” IUCN website, <<https://www.iucn.org/theme/protected-areas/about/protected-areas-categories>>.

水産庁・水産総合研究センター「平成27年度魚種別系群別資源評価(52魚種84系群)」、第1～3分冊。

Thomas A. Mensal, Jean-Pierre Cot, Stanislaw Pawlak, Alfred H.A. Soons, and Rüdiger Wolfrum, “PCA Case N0 2013-19 Award: in the Matter of the South China Sea Arbitration before an Arbitration Tribunal Constituted under Annex VII to the 1982 United Nations Convention on the Law of the Sea between the Republic of the Philippines and the People’s Republic of China, Permanent Court of Arbitration, July 12, 2006,” pp. 488-492.

「無人機の利用による海洋調査の拡充と離島の保全」

．．．．．町田 卓也(東海大学大学院海洋学研究科海洋学専攻)

本稿では海洋基本法に定める12施策のうち「海上輸送の確保」と「海洋調査の推進」、「離島の保全等」に焦点をあて、無人航空機(UAV)、無人航行船(UMV)の利用に関して述べていきたい。

我が国は国土面積を約38万平方km、内水を含む領海を約43万平方km、接続水域を含む排他的経済水域(EEZ)を約405万平方km、それぞれ有する。すなわち日本が管理することのできる海洋は約447万平方kmであり、これは国土面積の約12倍にも及ぶ。また島の総数は6852島あり、そのうち北海道、本州、四国、九州、沖縄島は本土と定義されているのでこの5つを除く6847島が離島ということになる。このうち人の居住する離島、有人離島は430島である。本土でも離島でも人間の生活するところでは日常のスケジュールを組むために、交通機関の安全性確保のために気象・海象の様々な現象を観測し、予測することが必要となる。

現在、気象庁は地域気象観測システム、通称アメダスを全国約1300地点に設置している。これは17km四方に1地点の割合である。さらに気象レーダーを全国に21基あり雨雲の監視を行っている。しかしこれは国土に限定した話であり、小笠原諸島のような遠方の離島は近隣の観測点が1つだけといった状況も見られる。

このような場合海上における気象観測が必要であるが、現状は気象庁所属の海上気象観測船「凌風丸」及び「啓風丸」の2隻が毎年4回海象及び海上気象の観測を、また漂流型海洋気象ブイが日本海、東シナ海、日本の東、南の各海域にそれぞれ年間4基が海象及び海上気象観測を行っている。海上保安庁では「昭洋」や「天洋」等の12隻や巡視船で遠洋の海象観測を行っているが、気象観測は沿岸気象のみで遠洋では行っていない。海象では漂流ブイ観測日本の近海で活動してい

るのは、2017年5月30日現在では2基である。離島においては陸上のアメダスのみに観測をたよっている状態である。特に小笠原諸島は気象レーダーも設置されず雨雲の接近といった本土の住民が当たり前アクセスできる情報にアクセスできない。更に図に示したように気象庁が発表する海上警報・予報も小笠原諸島周辺海域は対象区域に入っていない。小笠原諸島は南方に位置し夏季には台風が日本の領域に最も早く侵入しその影響を最も早く受ける可能性の高い地域である。

海洋基本法の第二十六条では「国は、離島が我が国の領海及び排他的経済水域等の保全、海上交通の安全の確保、海洋資源の開発及び利用、海洋環境の保全等に重要な役割を担っていることにかんがみ、離島に関し、海岸等の保全、海上交通の安全の確保並びに海洋資源の開発及び利用のための施設の整備、周辺の海域の自然環境の保全、住民の生活基盤の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。」^{1}とあるが、このように海象及び気象観測が限定的な状況では発生する気象、海象現象を正確に予測できず、災害から海上交通の安全の確保も住民の生活基盤の整備も行えないのではないかと強く思う。気象においても海象においても時間スケールの長い現象が存在するので、長期的な変動の予報には定期的に観測を行い、データを蓄積することが重要である。しかし、陸上と海上での観測点の濃淡がある現状ではその予報を行うことも容易ではない。

これまで述べたように海上気象、海象の観測において有人観測によるものが大部分である状況は不十分であると考え、UAVやUMVのような無人で操縦できる航空機や船舶、探査機、自立型の観測機を海洋観測に積極的に利用することを提言する。UMVには洋上自立探査機(USV)、洋上無人探査機(ASV)、自立型海洋観測装置(AOV)等がある。UMVを用いた観測は2016年度から海上保安庁によってAOVを使用することで開始された。過去には気象庁気象研究所においてエアロゾンデと呼ばれるUAVを用いて台風や梅雨前線の観測が行われたこともあるが現在では定期観測は行

われていない。

UAVやUMVによる観測のメリットは人員を搭載しないため操縦空間や居住空間が不要であり、全体的に軽量であり燃料コストがかからない、遠隔操縦を行うにあたり操縦士の交代が容易であるので長時間の観測が容易であること、万が一事故があった場合に乗組員がいないため遭難の恐れがないこと等があげられる。さらにAOVに限ったことではあるが動力源に太陽光発電によって得られた電気を使用するため24時間の観測が可能である。また、海上保安庁の例であるが平成29年度の予算では平成31年度就役予定の大型測量船一隻の建造費に32.7億円、一方、AOV整備には3.9億円が投入されている。製造コストからみても無人機が圧倒的に低い。反対にデメリットは無人であるが故に観測装置の故障を早期に修理できないこと、通信環境の悪化で航行不能になること、軽量なため突風などの突発的な気象現象に弱いこと、目視観測を行う場合に送信された画像や動画を見るため、それらが奥行きが無い二次元的なものになってしまうこと等がある。

これまで気象・海象観測における無人機のメリット、デメリットを述べたがこれらをどのように運用していくか。そのカギの一つになるのが日本各地にある離島である。UAVやUMVを運用する上で動力源の問題から中継基地が必要になる。日本には冒頭で述べたように6847もの離島を領有している。大部分が無人ではあるが、現状でも南鳥島に気象庁の職員が常駐していることを考えれば現在無人であっても常駐職員を配置することが可能である。活発な火山活動等で常駐が不可能な場合は定期的に職員を派遣しメンテナンスをさせることも考えられる。この場合、各基地のエネルギーをどのように確保するかであるが問題になるのは稼働するための動力源であるが常駐する場合は発電機などで発電するが常駐しない場合は太陽光発電や火山島の場合は地熱発電が可能であろう。いずれも居住を考慮しない場合は考慮する場合より少なくて済む。しかし、これら離島の間隔や分布にはバラツキがあり、離島の

<引用>

{1}首相官邸 総合海洋政策本部 海洋基本法
(<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kaiyou/konkyo7.pdf>)

<参考文献・URL>

・山田吉彦(2011)『日本は「海」から再生できる』
海竜社

・佐々木寛介ら(2016):UAV(Unmanned Aerial Vehicle)を用いた高層気象観測技術の開発.

京都大学防災研究所年報, 56, 395-402

・西村一星ら(2017):自立型海洋観測装置(AOV)の運用に向けて.

海洋情報部研究報告, 54, 74-83

・日本の海洋を総合的に観測するシステムの提案
(<http://oceanpolicy.jp/dai4kai%20slide/KH7-AKAI.pdf>)

)

・日本離島センター

(<http://www.nijinet.or.jp/info/faq/tabid/65/Default.aspx>)

・海上保安庁 平成29年度関係予算概要

(<http://www.kaiho.mlit.go.jp/soubi-yosan/H29ketteishiripan.pdf>)

・海上保安庁 自律型海洋観測装置 (AOV) を用いた日本初の海洋観測網を構築

(<http://www.kaiho.mlit.go.jp/info/kouhou/h28/k20160803/k160803-1.pdf>)

・【Ocean Newsletter】離島航路の確保と離島への定住促進による国境域管理を

(https://www.spf.org/opri-j/projects/information/newsletter/backnumber/2008/199_2.html)

・気象庁 平成19年5月25日報道発表資料

(http://www.jma.go.jp/jma/press/0705/25a/yokeihou_gasawara.pdf)

・日本からみた船舶の無人航行システムとGNSS

(http://www.eu-japan.eu/sites/default/files/presentations/docs/yoshida_jamstec.pdf)

・漂流ブイの軌跡 海上保安庁 海洋情報部

(<http://www1.kaiho.mlit.go.jp/KANKYO/KAIYO/qboc/iridiumbuoy/main.html>)

・MSI Marine News 船舶型ドローン – 自立型無人船舶について 2016年11月2日

(http://www.ms-ins.com/marine_navi/info/msi_news/pdf/MSIMarineNews20161102.pdf)

・日立造船、熊本でみちびき利用のUAVによる物資輸送実験 - 内閣府

(http://qzss.go.jp/news/archive/hitz_170103.html)

「海洋インフラ輸出のために海外進出が予想される非自航作業船の、海洋環境の保全および海洋の安全確保のための国家の管轄権行使に関する提言」

.....濱口 一雄さん(北九州市立大学大学院法学研究科法律学専攻)

本論文は、日本政府が「海洋インフラ輸出」政策を進めるなかで、「海洋環境の保全」および「海洋の安全の確保」を行う観点から、非自航作業船に対してどのように国家管轄権を行使してゆくのか、現行法制度の問題点を明確にするとともに必要な施策を提言するものである。

日本政府は 2013 年に閣議決定した「日本再生戦略¹」において、「インフラシステム輸出戦略」

で掲げた約 30 兆円の受注目標を 2020 年に達成すると明示した。具体的には港湾関係の浚渫埋立工事等の民間企業参入が含まれている²。この港湾工事には作業船が関わることになる。2015 年現在の国内保有作業船の隻数は 1,151 隻で、その内、自航作業船の割合が 1%で、残りの 99%は非自航

¹ 「日本再興戦略」平成 25 年 6 月 14 日
(<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/2017.5.23> 閲覧) 89 頁

² 「港湾分野におけるインフラシステム輸出戦略について」(平成 25 年港湾技術報告会資料 日本埋立浚渫協会 HP 協会技術論文より
(http://www.umeshunkyo.or.jp/ronbun/h25_port_abstracts/4.pdf 2015.7.30 閲覧))

作業船の割合であった³。統計の結果、ほとんどの作業船が、推進機関を搭載しない他船によって曳航され移動する、非自航作業船であることが判明した。従って、海外展開にはこれら非自航作業船が使われることが予想される。

現在、国際海事機関（IMO）の主要な条約の多くが非自航作業船を適用対象船舶から除外している。そのため旗国の十分な海洋秩序維持のための自国船舶への管轄権行使の義務が行使されていない。

近年、日本でも外国船の海難事故による放置座礁船の撤去問題が地方公共団体の大きな負担となっているが、実際に、1992年から2003年の間に地方公共団体が撤去した座礁船18隻の内4隻が非自航作業船であると報告されている⁴。非自航作業船が船舶として扱われず、海洋環境汚染防止や船員配乗を含む船舶の安全航行に関する技術基準が適用されないため、海洋環境の保全および海洋の安全の確保を行う観点からも大きな問題となっている。

1982年採択の「国連海洋法条約」においても、船舶の定義を画定する明確な判断基準は示されていない（第91条）。各国の国内法における船舶の扱いも様々である。唯一、イギリスのロイド船級協会のIMO船舶番号⁵が国際海洋社会で共有された情報として存在しているが、そこでも非自航作業船はその対象から除外されている。

国内法令で、非自航作業船を船舶に含まない明文規定を設けている国は、日本とギリシャのみで

ある⁶。日本は、明治32年（1899年）施行の「船舶法施行細則第2条」において「浚渫船ハ推進器ヲ有セザレハ之ヲ船舶ト看做サス」と明示して、非自航作業船を船舶の公法上の規定から除外しており、現在もその規定が生きている。この規定が施行された当時の浚渫船に比べ可動域が公海を越えて海外へ行く現在の状況は大きく変わっているののである。

IMOは、国連海洋法条約の旗国の義務規定（第94条）を実現するために、多くの条約を採択してきた。ただし、そのなかで非自航作業船が適用される条約は少ない。

適用される条約として以下のものがある。①船舶および人命の安全を確保するための船舶の技術基準を定めた「海上人命安全条約（SOLAS条約、一部のみ）」②船舶の航行に起因する環境汚染を防止するための船舶の技術基準を定めた「海洋汚染防止条約（MARPOL条約）」③航行中の船舶の衝突事故を防止するための船舶の技術基準を定めた「海上衝突予防条約（COLREG条約）」④締約国に入国するために燃料油による事故から生じる民事責任に対する補償証明の取得を義務づけた「船舶燃料油海上汚染事故条約（バンカー条約）」⑤締約国に入国するために海難による残骸物撤去から生じる民事責任に対する補償証明の取得を義務づけた「海難残骸物除去条約（ナイロビ条約）」などがある。これらは、条約を通じ強制力のある既存の国内法制度の枠内に取り込む施策と言える。例えば、日本では、SOLAS条約の議定書を採用して、非自航の海底資源掘削船および押船と一体型の非自航船（一体型プッシャー・バージ）等を船舶安全法⁷の適用対象船舶に含めている。また、2012年には「浮体式洋上風力発電施設（無人）の技術基準⁸」を制定して新た

³ 「作業船の老朽化対策に向けた活動状況・基礎情報に関する分析」国土技術政策総合研究所資料第919号平成28年6月

(<http://www.ysk.nilim.go.jp/kenkyuseika/pdf/ks0919.pdf> 2017.5.31 閲覧) 6頁、27頁

⁴ 露木伸宏『放置座礁船問題への取組み』「運輸政策トピックス」Vol.7N0.2 2004 Summer（運輸政策研究075）75-78頁

(<http://www.jterc.or.jp/kenkyusyo/product/tpsr/bn/pdf/n025-13.pdf> 2016.12.2 閲覧)。

⁵ 「IMO ナンバー（船舶・会社番号）について」(<http://lrs.or.jp/imo/> 2017.5.25 閲覧)

⁶ 水上千之『船舶の国籍と便宜置籍』（有信堂高文社、1994年）9-13頁。

⁷ 船舶安全法施行規則第2条3項

⁸ 「浮体式洋上風力発電施設技術基準の制定について（通知）」（海事局安全基準課長 国海案第198号 平成24年4月23日）

に建造される当該施設の規制を実施している。

このように、非自航作業船を船舶の一種と看做し、旗国の国家管轄権行使の射程に含めるやり方がある一方、便宜地籍船を含めた無責任能力船の排除のための新たな規制の枠組みを設けている。開港へ外国船が寄港した場合に、寄港国の政府がその船が国際基準を満足しているかどうかについて、立入検査を実施し、検査の結果重大な欠陥が指摘された場合はその船を拘留処分に課すことを可能とする、いわゆるポートステートコントロール（PSC）制度である。しかし、現行法での対応には制約が多いため十分な成果が得られていないと言われている⁹。

そのため、第3の道として、インセンティブ・ディスインセンティブ制度が模索されている。国際的には、2002年「海洋汚染防止・国際共同研究プロジェクト¹⁰」の大臣会合における共同声明は、一定基準（安全、環境に関する国際基準や一定の評価基準）を満足した船舶に対し優遇措置であるインセンティブを付与することや、逆に基準を満足しない船舶に対するディスインセンティブを与えるなど、国際協調による船舶所有者の自発的な安全性、環境保護の向上に向けた取り組みが提案されている。

日本でも国土交通省が、2014年「港湾施設の整備・維持管理について¹¹」において、港湾工事に使う非自航作業船の社会的な意義を認めたいえ、これに装備されているエンジンが大気汚染防止のNO_x規制適用¹²の場合、入札の総合評価及び工事成績の加点点評価の優遇措置を2014年度の港湾

工事に適用することを発表した。このように日本政府は、非自航作業船の必要性和安全性の向上の取組として、インセンティブ制度を採用したソフトロー規制も併用している。しかし、この取組みは、状況を大きく改善するには至っていないと報告されている¹³。

非自航作業船は世界の港湾政策において欠くことのできない船舶である。しかも大型化と近代化が進み、海洋環境の保全および海洋の安全の確保という海洋秩序の形成において無視できない存在となって来ている。

そこで、海洋環境の保全および海洋の安全の確保に資する非自航作業船に対する国家管轄権の行使のための具体的施策をいくつか提案したい。

一つ目は、船舶所有者はIMO認定の民間の国際船級協会連合¹⁴（IACS）所属の船級協会に自社所有の非自航作業船を登録させたいえ、条約の技術基準を満足させる必要がある。各旗国は積極的にインセンティブ制度を採用して、政策として船級登録を進めるべきである。IMOは、各種非自航作業船の実態に沿った技術基準を設け、船舶所有者の登録しやすい環境を整備する必要がある。

二つ目は、国際機関は、無責任能力船排除の為に、便宜置籍船国と協調して便宜置籍船を勧誘する、IMOが認定しない民間の船級企業の排除を含め、船級認証制度および条約証書公布制度の世界統一基準の整備を進める必要がある。

⁹ 山崎 治『問題船舶の規制をめぐる動き』「国土交通課 調査と情報第438号」5-7頁

(2004.2.25<http://www.ndl.go.jp/jp/diet/publication/issue/0438.pdf> 2016.12.25 閲覧)。

¹⁰ (財)運輸政策研究機構『「海洋汚染防止」国際共同研究プロジェクト』平成14年3月、平成15年3月。

¹¹ 国土交通省「平成26年重要港湾管理者等主幹課長会議資料-10」（港湾局技術企画課）、「港湾施設の整備・維持管理について」

¹² 海洋汚染防止等及び海上災害の防止に関する法律 第19条の3

¹³ 国土技術政策総合研究所「前掲資料」（注3）1頁

¹⁴ 日本海事協会「IMO及びIACSの動向」

(http://www.classnk.or.jp/hp/ja/info_service/imo_and_iacs/index.html2016.12.20 検索)。

《海の日論文表彰実績総括表》

2017年までの9回における応募、表彰実績表を以下に示す。

海の日論文応募・表彰実績 (2009～2017)														
応募大学名	年										応募累計	表彰累計		
	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	最優秀賞		優秀賞	佳作	
1	東京大学	4	6	5		2		2	2		21	2	2	
2	三重大学	1		9			4				14	1		
3	横浜国立大学	2		1	2	1			2	1	9		2	
4	日本大学	5	3					1			9		1	
5	東京海洋大学	2					1		3	2	8	1	1	
6	東海大学	1	1				1	3		2	8	1	1	
7	神戸大学	2		3			1		1		7	1		
8	東北大学						3	2			5		2	
9	横浜市立大学		1						1	1	3			1
10	岩手大学							1	1		2		1	
11	北海道大学						1		1		2		1	
12	早稲田大学					1	1				2	1	1	
13	北里大学		1		1						2			1
14	北九州市立大学									1	1		1	
15	名古屋大学								1		1			
16	拓殖大学								1		1			
17	宮古海上技術短期 大学校								1		1			
18	放送大学							1			1			
19	慶應大学					1					1			
20	上智大学				1						1		1	
21	大阪市立大学		1								1		1	
22	海上保安大学		1								1			
23	兵庫県立大学		1								1			
24	広島大学	1									1		1	
計		18	15	18	4	5	12	10	14	7	103	7	16	2

○日本海洋政策学会 平成 29 年活動日誌

(平成 29 年 1 月－8 月)

1 月 11 日(水) 編集委員会(第 2 回)

1. 第 6 号編集時の忘備録確認
2. 編集作業スケジュール
3. 今後の編集体制について

3 月 10 日(金) 特別研究会開催

課題研究テーマ：「日本における集団的自衛権行使の場合の日本船舶の保護措置及び外

「国船舶に対する臨検等の強力措置」

4月11日(火) 特別研究会開催

課題研究テーマ：「新旧海洋基本計画および各年次報告に関する研究

—国により講じられた海洋関連施策の多面的検討—」

4月18日(火) 会計監査

5月8日(月) 学術委員会(第1回)

1. 平成28年度活動報告、平成29年度活動計画について／2. 課題研究テーマ実施状況／3. 次期課題研究テーマ追加募集について／4. 第9回年次大会概略工程／5. その他（特別研究会等セミナー開催）

5月10日(水) 広報委員会(第1回)

1. 平成28年度活動報告、平成29年度活動計画について／2. メールニュース、ニューズレターの発行について／3. パンフレット改訂について

5月19日(金) 編集委員会(第1回)

1. 学会誌第7号投稿論文応募状況／2. 査読スケジュール、査読方針等について／3. 理事会報告資料について

同日 総務・財務合同委員会(第1回)

1. 平成28年度事業・決算報告／2. 平成29年度事業計画・予算／3. 10周年記念事業について／4. 会則の改訂について／5. 会員の拡充

同日 運営会議(第1回)

1. 第18回理事会議事次第／2. H28年度事業・決算及びH29年度事業計画・予算案／3. 設立10周年記念事業について／4. 会則等の改訂案の検討について／5. 第9回年次大会概略工程及び実行委員会日程

6月13日(火) 理事会（第18回）

[審議事項]

第1号議案 平成28年度事業報告及び収支決算並びに監査報告について

第2号議案 平成29年度事業計画及び予算について

第3号議案 会員の入退会の承認について

第4号議案 第9回年次大会の準備・開催について

第5号議案 設立10周年記念事業について

第6号議案 理事の追加選挙並びに選挙管理委員会の設置について

第7号議案 会則等の見直しについて

[報告事項]

報告事項1 第5期常設委員会名簿

報告事項2 課題研究の実施について

報告事項3 2017年「海の日」論文募集について

報告事項4 学会誌第7号の発刊について

報告事項5 メールニュース、ニューズレター等の発行について

[その他]

7月20日(木) 2017海の日論文表彰式

8月3日(木) 実行委員会（第1回）

-
1. 年次大会について 1) 開催運営（運営、広告、予算、会場）／2) 統一
テーマ、基調講演者、パネルテーマ選定／3) 準備工程

●新しい学会パンフレットが完成

本学会の新しいパンフレットが完成しました。初期の三つ折りパンフレットのデザインを刷新してバージョンアップしたもので、既に学会ウェブサイトからもダウンロードできるようになっております。今後、年次大会などで配布予定ですが、入会勧誘などのために紙版をご入用の場合、学会事務局までお知らせいただければ、送付いたします。

（本学会HP）<http://oceanpolicy.jp/jsop/2gakkai/2-4.pdf>

【海洋政策情報】

●「海の日」に、恒例の内閣総理大臣メッセージ

国民の祝日「海の日(7月の第3月曜日)」にあたって、海の恩恵に感謝するとともに、海洋国家日本の繁栄を願う日として、平成20年度から、内閣総理大臣・総合海洋政策本部長から国民へのメッセージが発表されている。本年は7月17日(月)に、安倍総理大臣から公表され、新たな海洋産業の創出に繋がる海洋エネルギー・鉱物資源開発への期待、来春に予定する次期海洋基本計画の検討着手、海洋に関する国際活動の担い手の育成等について述べている。

http://www.kantei.go.jp/jp/97_abe/discourse/20170717uminohi.html

●第3次安倍改造内閣で海洋政策担当大臣に江崎鐵磨氏

去る8月3日(木)に発足した安倍第3次改造内閣で、海洋政策担当大臣に江崎鐵磨氏が就任した。官邸HPに掲載の閣僚名簿の表記では、江崎氏は、内閣府特命担当大臣(沖縄及び北方対策、消費者及び食品安全、海洋政策)、領土問題担当、となっている。なお、同氏は、再任者を含めて15代目の海洋政策担当大臣に当たり、民主党政権後の自公政権下では、山本一太、山谷えり子、島尻安伊子、松本純の各氏に次ぐ海洋政策担当大臣である。

http://www.kantei.go.jp/jp/97_abe/meibo/index.html

<http://nettv.gov-online.go.jp/prg/prg15803.html?t=106&a=1>

●第10回海洋立国推進功労者表彰（内閣総理大臣賞）、8月28日に表彰式

去る8月28日(月)、総理官邸大ホールにおいて、今年度の「第10回海洋立国推進功労者表彰」（内閣総理大臣賞）の表彰式が行われ、以下の4名4団体が受賞した。なお、表彰状の授与は海洋政策担当大臣より行われた。

－「海洋立国日本の推進に関する特別な功績」分野

1. 日本郵船歴史博物館・日本郵船氷川丸、2. 岩手県立種市高等学校
3. 遠藤 真（富山高等専門学校）、4. 新潟県立海洋高等学校

－「海洋に関する顕著な功績」分野

1. 蒲生 俊敬（東大大気海洋研）、2. 赤須賀漁業協同組合青壮年部研究会
3. 太田 進（海上技術安全研究所）、4. 土屋 誠（琉球大学）

http://www.mlit.go.jp/report/press/kaiji01_hh_000404.html

●内閣府総合海洋政策推進事務局長の異動；8/2 付で甲斐正彰氏から羽尾一郎氏へ

本年度から内閣府へ移った総合海洋政策推進事務局の、事務局長の人事異動が8月2日付けであり、昨年6月21日着任の甲斐正彰氏が異動し、前国土交通省海事局長の羽尾一郎氏が新事務局長に就任した。

<http://www.mlit.go.jp/common/001195566.pdf>

●7月27日(木)、「国境の島サミット」開催

内閣府と関係自治体が主体となって、平成29年7月27日(木)より「日本の国境に行こう!!」プロジェクトを開始したのに伴い、同日午前、三田共用会議所 第4特別会議室において「国境の島サミット」が開催され、国境の島憲章の採択、シンボルプロジェクトの紹介、松本大臣へ「国境の島憲章」手交(鹿児島県十島村長)等が行われた。

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kaiyou/kokkyouritou/yuujin.html>

●外務省、ソマリア沖・アデン湾における海賊問題の現状と取組を発表(8/21)

外務省は、去る8月21日、標記の内容をホームページ上で発表した。ソマリア沖・アデン湾での海賊等事案の発生件数は近年極めて低い水準で推移しているが、これには自衛隊を含む各国部隊による海賊対処活動等が大きく寄与していると述べている。他方、海賊を生み出す根本原因の一つであるソマリア国内の貧困や若者の就職難等については、日本をはじめとする各国が、この地域の海賊対処を国際的に重要な課題と捉えて、引き続き事案発生防止に取り組んでいるとしている。

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/pirate/africa.html>

●9月14日、「世界海上保安機関長官級会合」東京で開催へ

来る9月14日に世界各国及び地域の海上保安機関から長官級が参加する、「世界海上保安機関長官級会合」(CGGS: Coast Guard Global Summit)が東京で開催されると、海上保安庁は7月18日に発表した。同会合は、二国間の、また、地域の枠組みを越えて世界の海上保安機関が協力・連携方策を議論・発信する「新たな対話と協力の場」として海上保安庁と日本財団との共催により、世界で初めて開催されるもの。参加予定は、北米2、中南米3、アジア19、大洋州4、中東1、欧州5、アフリカ3に、国際機関3。

<http://www.kaiho.mlit.go.jp/info/kouhou/h29/k20170718/k170718-1.pdf>

●ISA、ロシア天然資源・環境省による訓練プログラムの公募開始

国際海底機構(ISA)は、7月26日付けのプレスリリースで、ロシア天然資源・環境省(MNRE)が、多重金属硫化物及びコバルトリッチクラストの探査契約に基づき、発展途上国の志願者に対して、2件の訓練プログラムを提供すると発表した。

<https://www.isa.org.jm/news/open-applications-contractor-training-programme-0>

<https://www.isa.org.jm/training/ministry-natural-resources-and-environment-russian-federation>

●日本海洋学会、「海の温暖化—変わりゆく海と人間活動の影響—」を刊行

日本海洋学会は、去る7月25日、朝倉書店より標記の書籍を編著として刊行した。本書は、地球温暖化のメカニズムを、海が果たしている役割に焦点を当てて、海洋物理学や海洋化学の多様な変動過程を通じて詳細に解説し、二酸化炭素の吸収など大きな役割を担う一方、海面上昇など大きな影響も受ける可能性がある"海"について包括的に解説したもの。十分に知られていない海について正確な知識とその変化のありようを提示し、海洋物理から生態系、水産業への影響など多様なテーマをコンパクトにまとめたもの。B5/168ページ、ISBN 978-4-254-16130-4 C3044。定価3,456円（本体3,200円+税）

（出版社HP）<http://www.asakura.co.jp/books/isbn/978-4-254-16130-4/>

●早稲田大学にて海洋災害の国際研究集会開催

早稲田大学において「世界の複合沿岸災害に関する研究集会Ⅱ」が開催される。早稲田大学・文部科学省私立大学戦略的基盤形成事業「減災研究の国際展開のための災害研究基盤の形成」の一環として各国の研究者が沿岸複合災害に関するそれぞれの国での最新の研究状況について解説する。パネルディスカッションには16か国からの研究者が集まる。

日時：平成29年9月13日（水） 10:00-17:00（来聴自由）

場所：早稲田大学大隈記念講堂（小講堂）（東京メトロ東西線 早稲田駅下車）

<http://www.f.waseda.jp/shibayama/>

編集後記

第5号となる日本海洋政策学会ニューズレター (*JSOP Newsletter*)をお届けいたします。

本号は、第3期海洋基本計画の策定に関する本学会課題研究グループからの提言、「海の日」論文優秀賞全編を含め、本学会の多岐に渡る研究活動をご紹介します。また、今年の12月2日に開催される、本学会の年次研究大会の公募要領は、本号2ページに記載しています。

本ニューズレターでは、今後も海洋に関する学際的な研究を促進するために、学会員の皆様にお役に立てる誌面づくりを目指してまいります。会員の皆様におかれましても、本ニューズレターに掲載をご希望の情報がありましたら、下記学会事務局までお寄せください。また、本学会に関するイベントの情報や、過去のニューズレター及びメールニュースは、学会ホームページからご覧いただけますので、併せてご活用ください。

（広報委員会・石井由梨佳）

JSOP Newsletter（日本海洋政策学会ニューズレター）No.5 発行：2017年9月



日本海洋政策学会事務局

〒105-0001 港区虎ノ門 1-15-16 笹川平和財団ビル6F

（公財）笹川平和財団海洋政策研究所気付

TEL/FAX 03-6457-9701、e-mail アドレス：office@oceanpolicy.jp

Website: <http://oceanpolicy.jp>